

災害関連緊急砂防事業に 係る説明会

平成30年12月21日(金)

為角会館

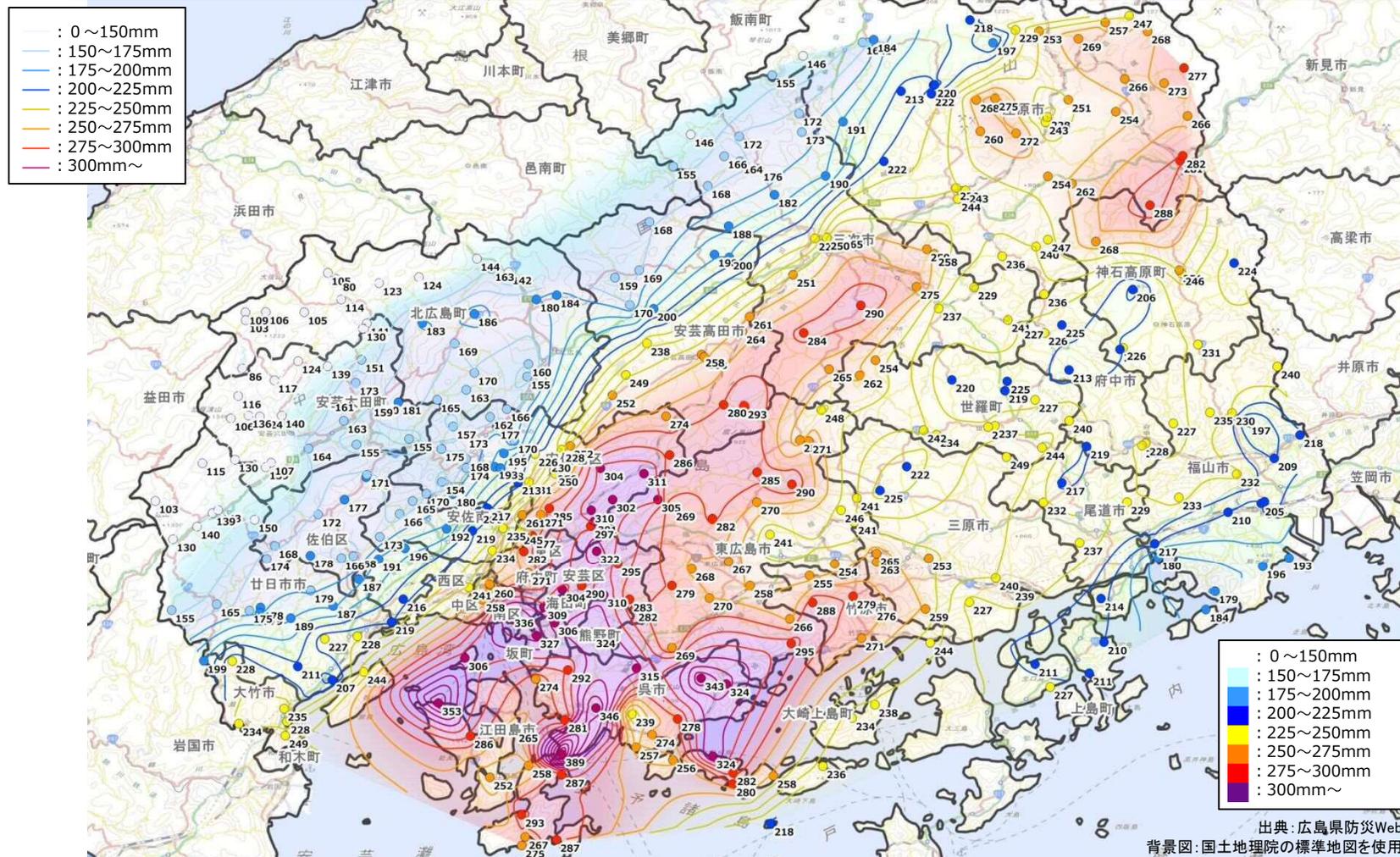
広島県西部建設事務所

(1) 平成30年7月豪雨の概要

気象の概況

- ・平成30年7月4日に日本海中部で台風第7号が温帯低気圧に変わり、温帯低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、暖かく湿った空気が流れ込んだため、広島県では6日昼過ぎから7日朝にかけて大雨となり、安芸太田町を除く22市町に大雨特別警報が発表された。
- ・平成30年7月6日12:00～7月7日12:00の24時間雨量は、南西部、南東部、北東部で200mm以上を観測した。
- ・北東部の特に多いところでは250mm以上、南西部の特に多いところでは350mm以上を観測した。

雨量分布図(24時間雨量:2018/7/6 12:00 ~ 7/7 12:00)



■ 土砂災害の発生状況

H30.9.7時点 最終報

土砂災害発生状

土砂災害発生箇所数(※)

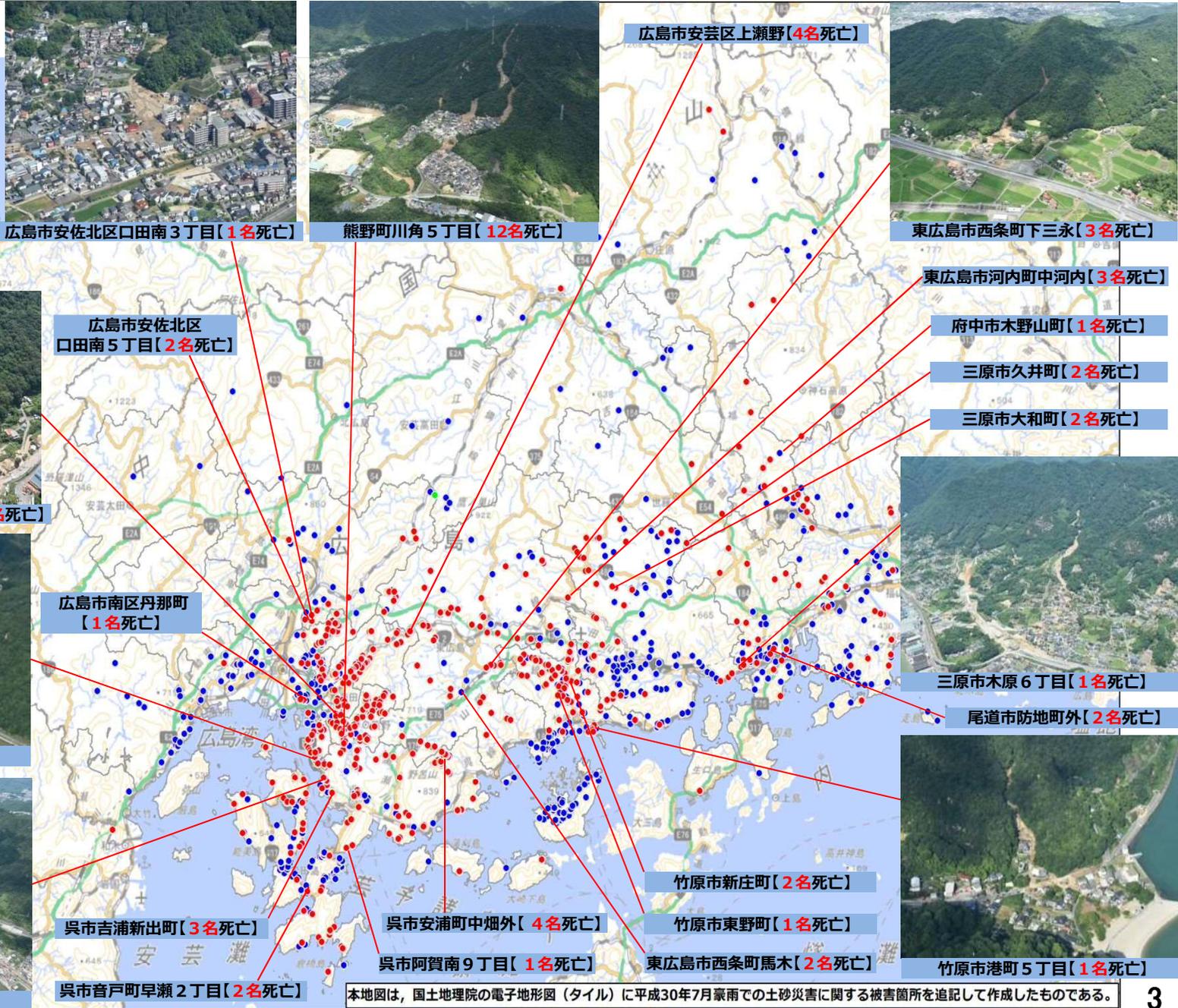
1,242 箇所

- 凡例
- 土石流
 - 地すべり
 - 急傾斜

※発生件数は土砂災害危険箇所内で土砂災害が発生した箇所、土砂災害危険箇所以外で土砂災害による人的被害及び人家被害等が発生した件数（広島県土木建築局砂防課調べ）

土砂災害による人的被害

計 87 名





(2) 畑賀川支川7の被害状況 (土石流発生日: 7月6日)

被災状況



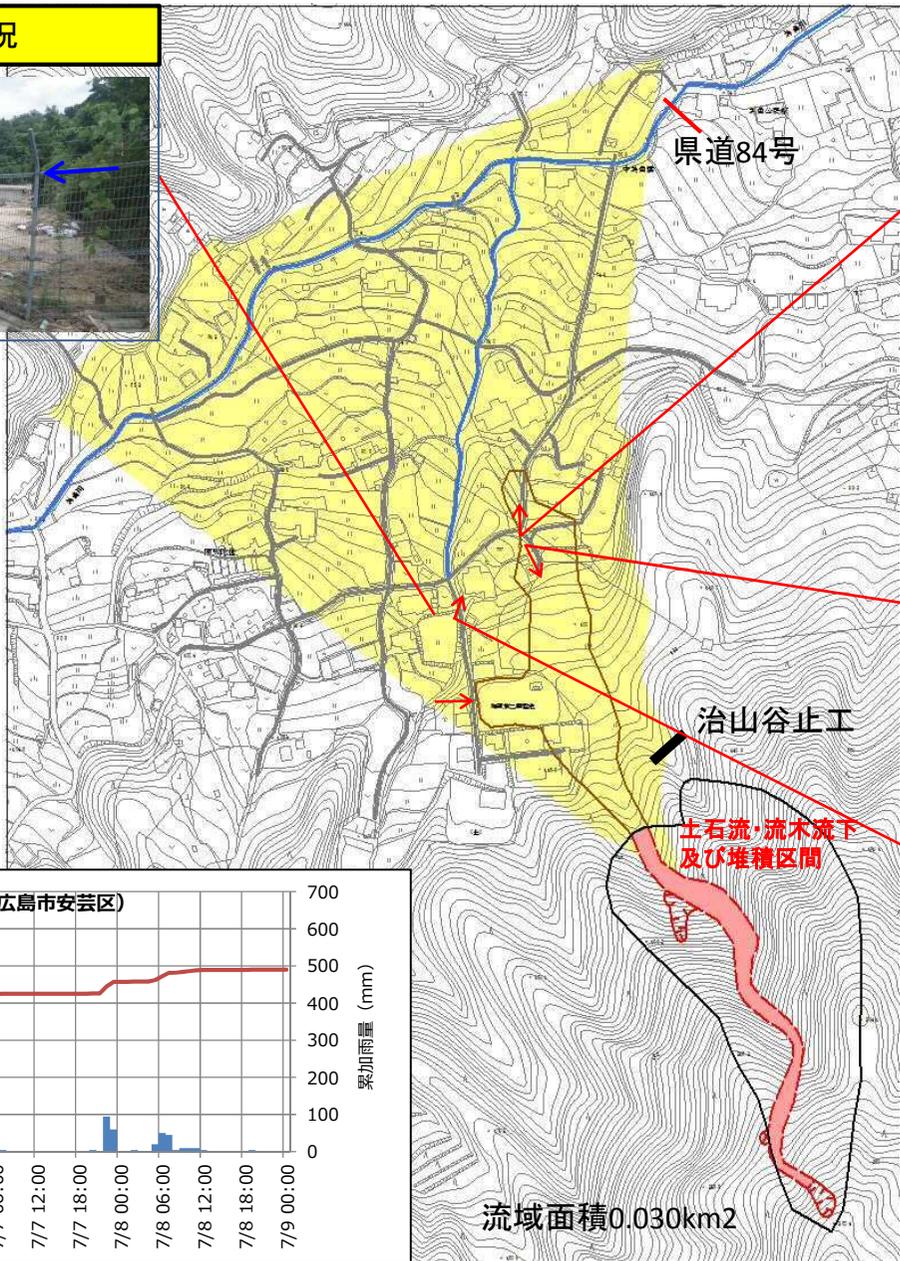
被災状況



被災状況



被災状況

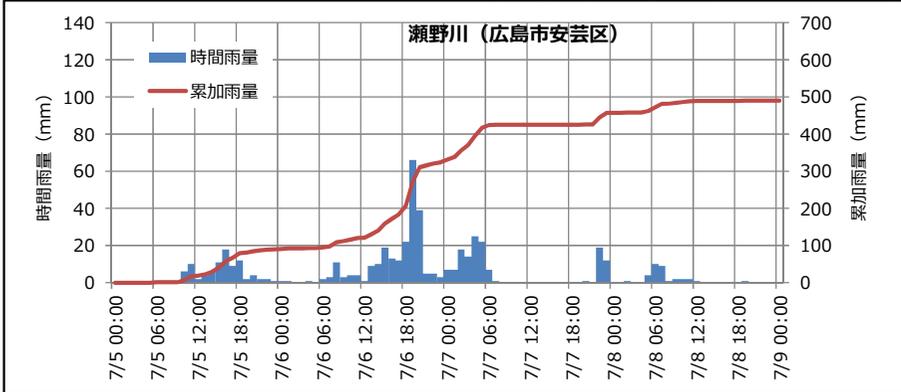


雨量観測所名 瀬野川

発生降雨による総雨量
490mm(7月5日06:00~7月8日19:00)

最大時間雨量
66mm(7月6日18:00~7月6日19:00)

最大24時間雨量
329mm(7月6日06:00~7月7日06:00)



(2) 畑賀川支川7隣の被害状況 (土石流発生日: 7月6日)

被災状況



被災状況



被災状況



雨量観測所名 瀬野川

発生降雨による総雨量

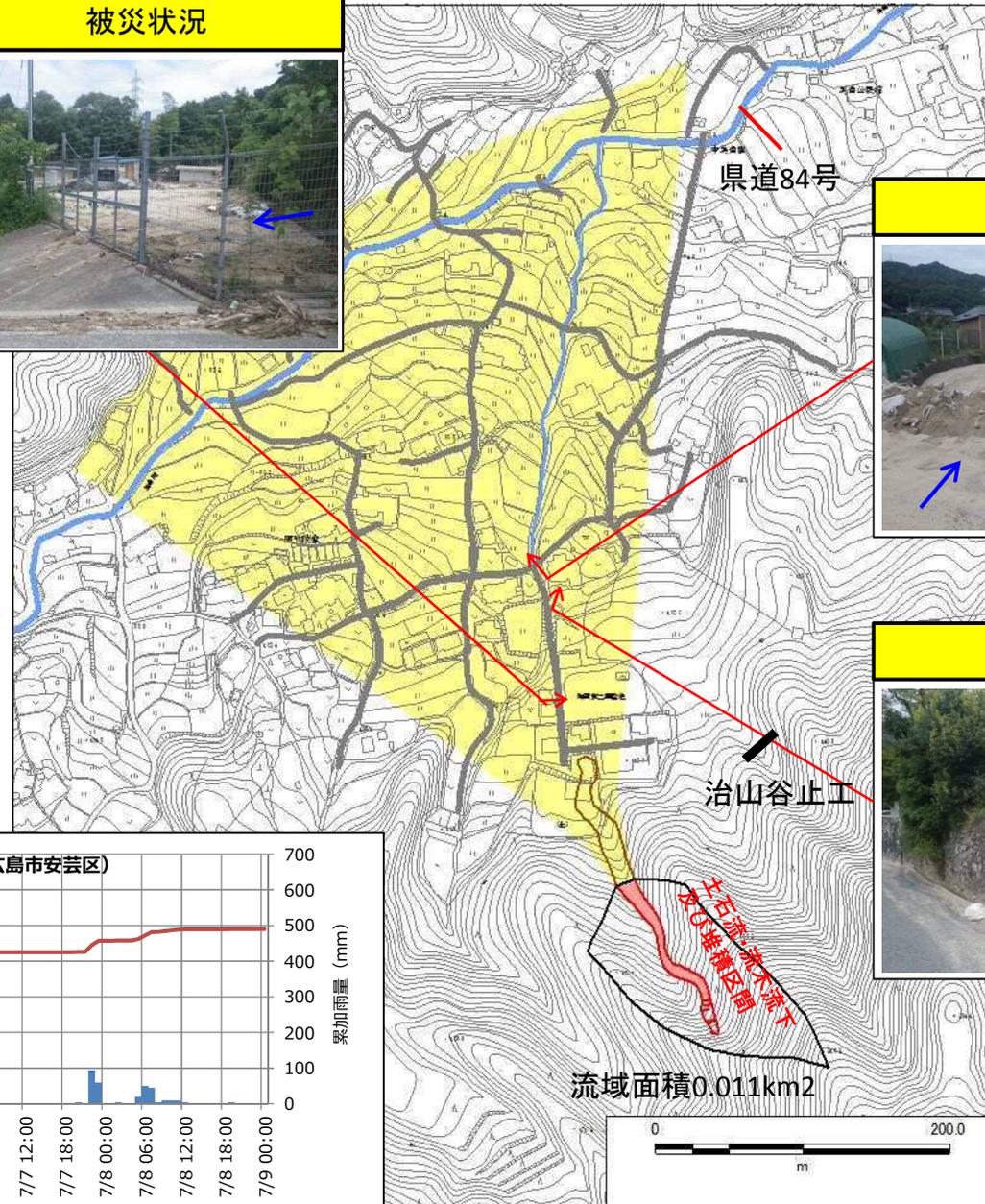
490mm(7月5日06:00~7月8日19:00)

最大時間雨量

66mm(7月6日18:00~7月6日19:00)

最大24時間雨量

329mm(7月6日06:00~7月7日06:00)



(3) 砂防事業とは

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家，耕地，公共施設等を守ることを目的とします。



砂防堰堤工の事例

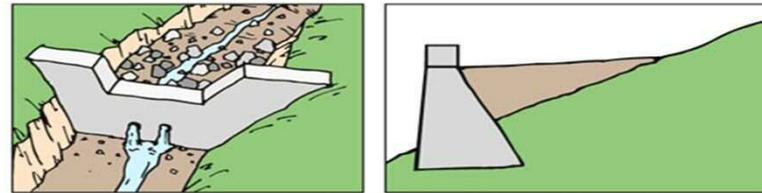


(4) 砂防堰堤の効果

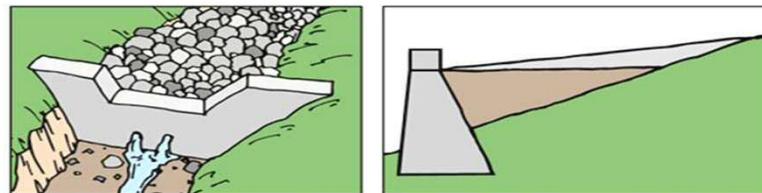
- ① 土石流を直接受け止め、
下流の人家や公共施設を
土石流の直撃から守る。
- ② 流出してきた土砂を溜め、
下流の河川の埋塞を防ぐ。
- ③ 渓流内の不安定な土砂の
発生と流出を減少させる。
- ④ 洪水時の流出土砂を一時
堆積させ、土砂を安全に流下
させる。

砂防堰堤の効果

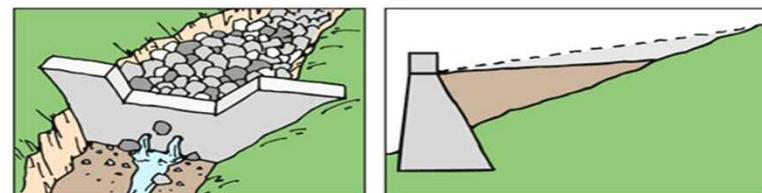
砂防堰堤は、流れてくる土砂を全て下流に流さないというものではありません。洪水や氾濫の原因となる土砂の流出を防ぐとともに、土石流をくい止める役割を果たしているのです。



土石流発生前／流れてくる土砂をためます。



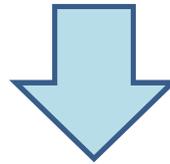
土石流発生時／ためた土砂の上にさらに土砂がたまります。



土石流発生後／中小洪水で土砂を少しずつ下流に流します。

(5) 災害関連緊急砂防事業とは

当該流域において、崩壊により溪流内に残っている土砂や流木が次の出水により土石流となって流れ出た場合、下流にある家屋等への被害を防ぐため、緊急的に砂防堰堤を整備するもの。

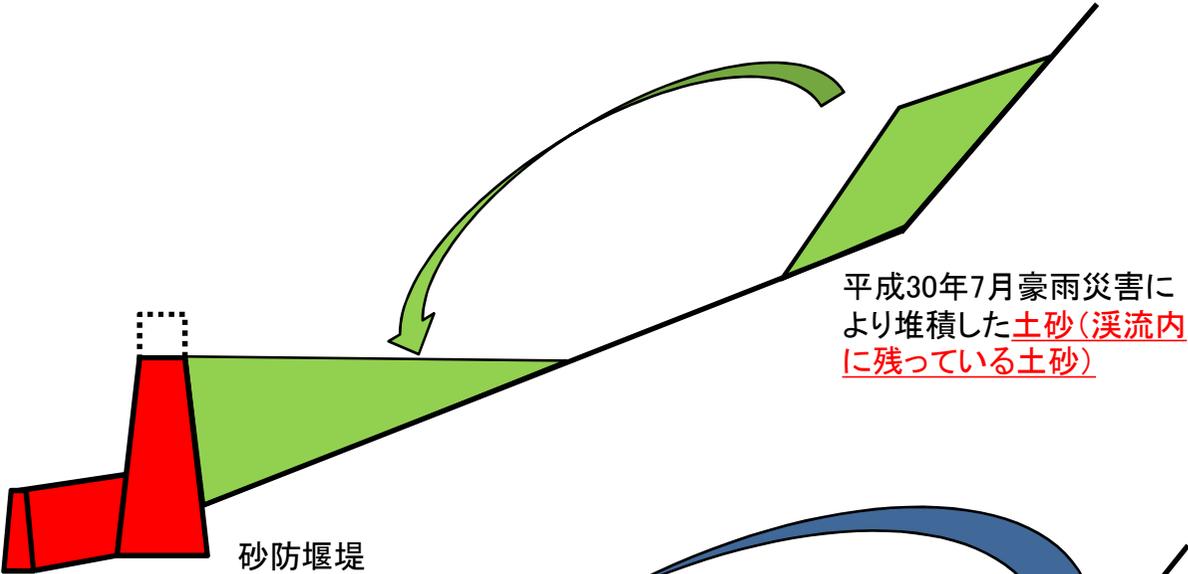


緊急的な砂防堰堤工事

※流域全体の安全を確保するための対策については、継続して実施する。

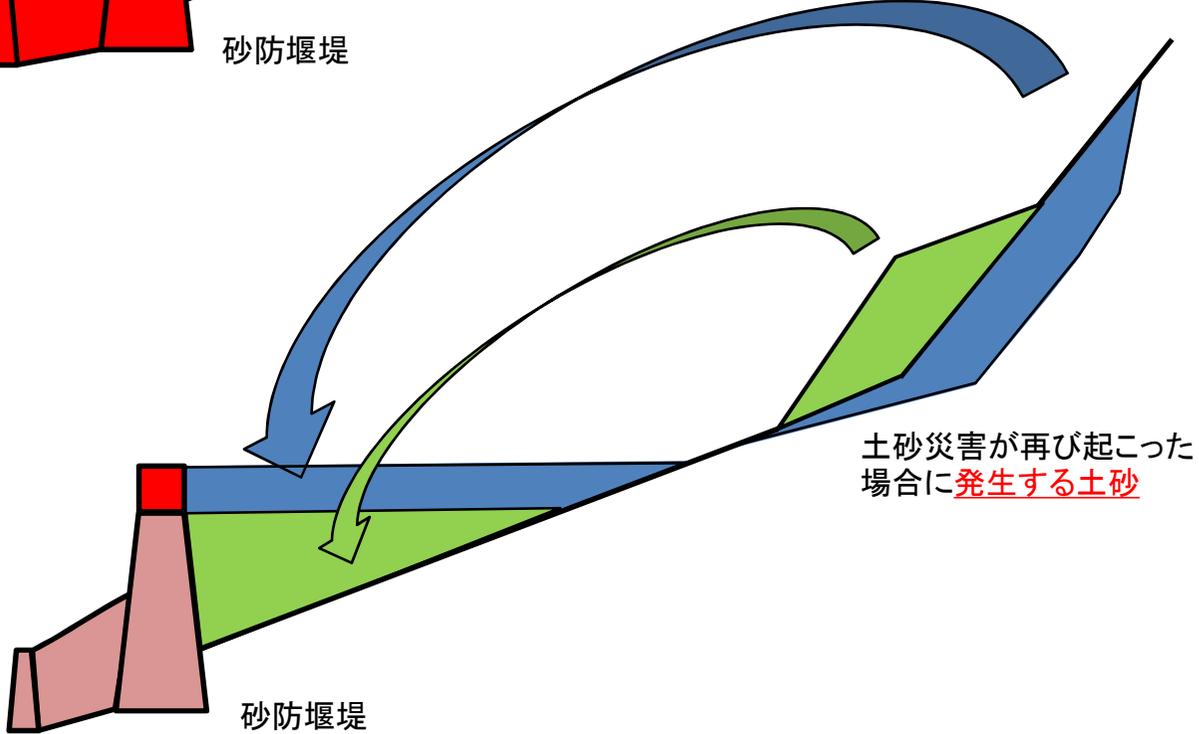
災害関連緊急砂防事業

平成30年7月豪雨災害により発生した土砂に対し、安定性を確保する事業



継続して実施する事業

土砂災害が再び起こった場合に発生する土砂に対し、安全度を高めるための事業

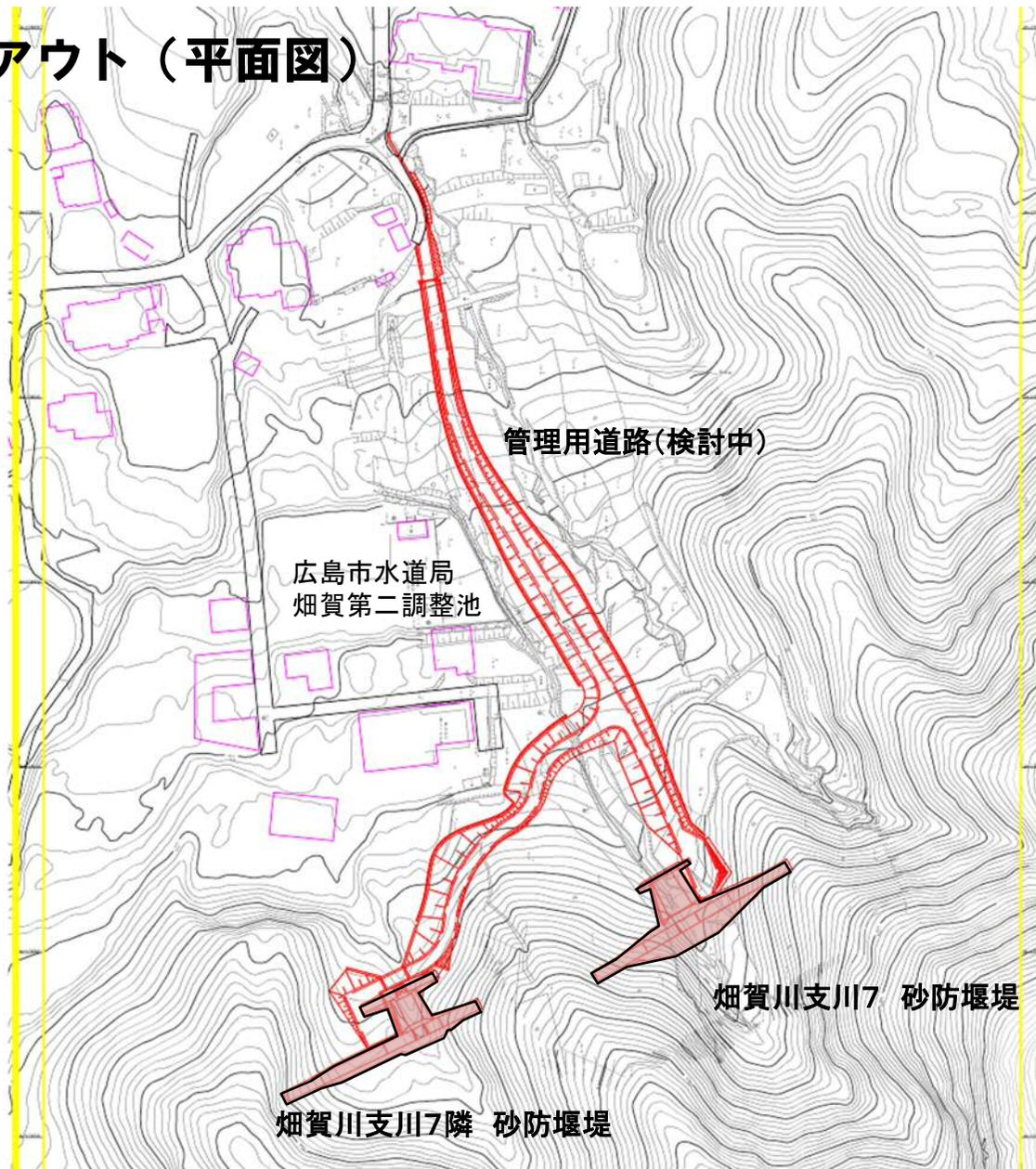


(6) 災害関連緊急砂防事業（畑賀川支川7，畑賀川支川7隣）

施設レイアウト（航空写真）

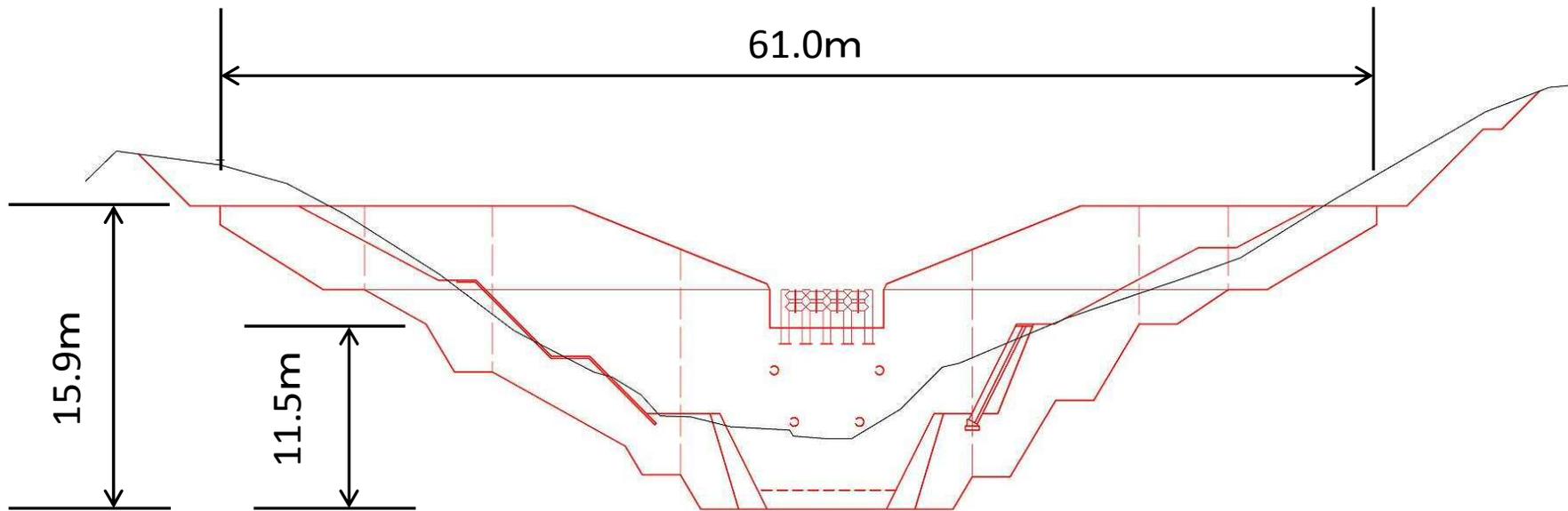


施設レイアウト (平面図)



施設レイアウト（正面図）

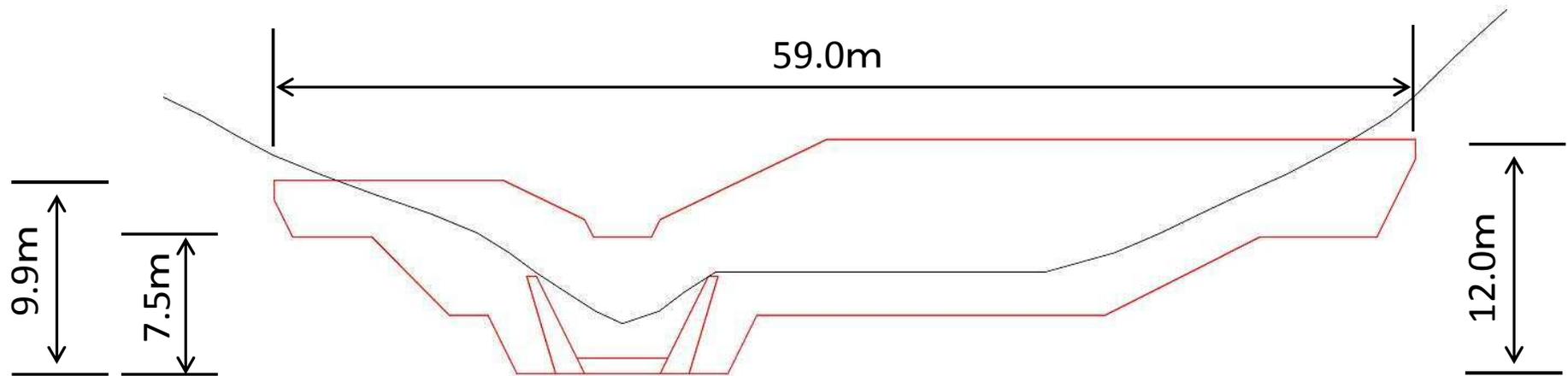
畑賀川支川7 砂防堰堤



※工事の内容(寸法・形状等)については、確定したものではありません。

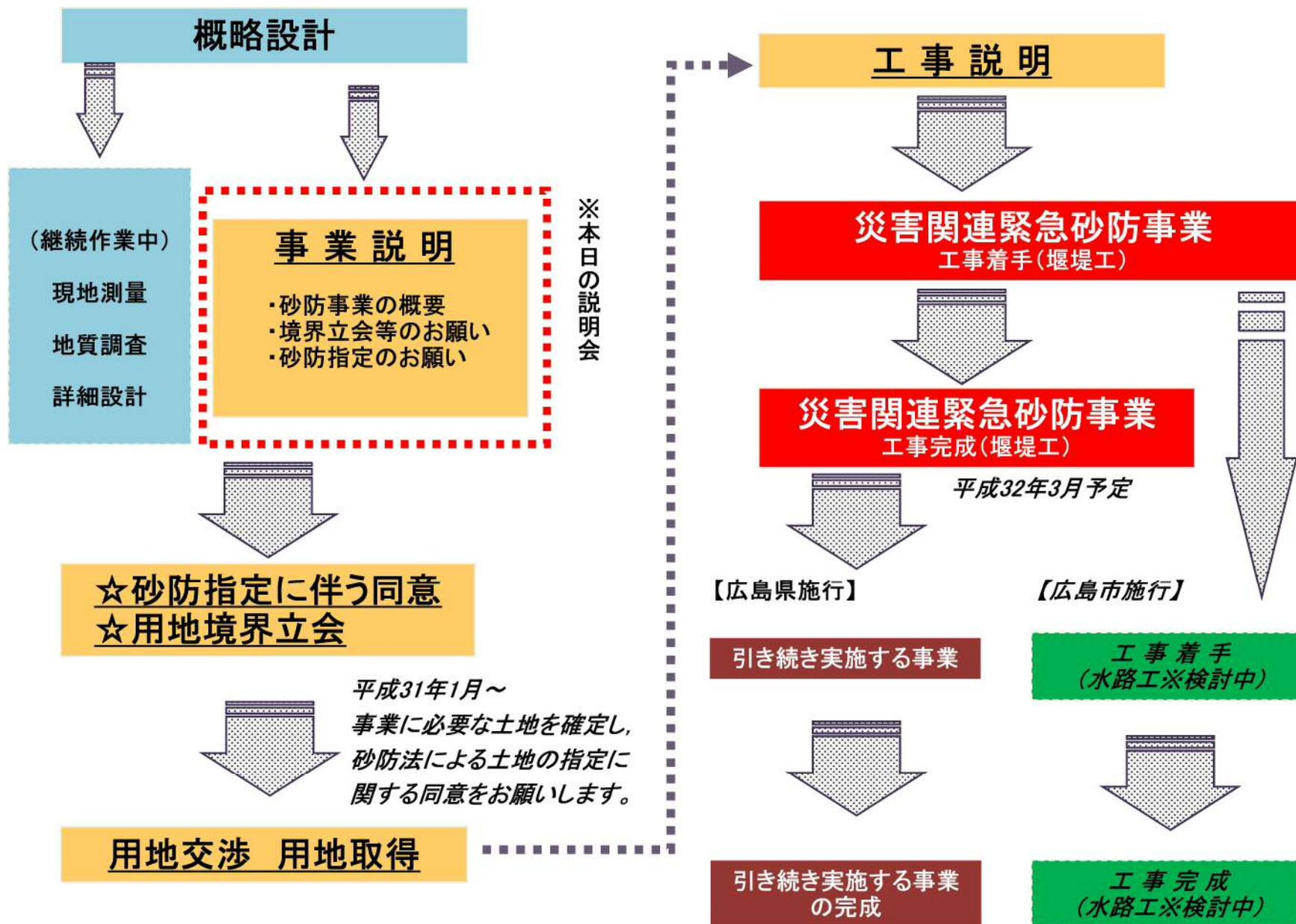
施設レイアウト（正面図）

畑賀川支川7隣 砂防堰堤



※工事の内容(寸法・形状等)については、確定したものではありません。

(7) 今後のスケジュール



砂防指定地について

工事の実施に先立ち、砂防指定地として指定する必要がある、土地所有者の同意が必要となります。

指定できない場合は、工事が実施できません。

また、指定されることにより砂防指定地内では、次の行為について、県知事の許可が必要となります。

- ・のり切，切土，掘削又は盛土
- ・立竹木の伐採
- ・木竹の滑下又は地引きによる搬出
- ・土石の類の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄
- ・牛，馬その他の畜類の放牧又は係留
- ・砂防設備以外の施設又は工作物の設置，改造又は除却

用地境界立会について

用地取得に先立ち、土地と土地との境界を確定する必要があります。

その際には、原則、土地所有者が土地の境界を現地立会の上で確認していただく必要がありますので、ご出席をお願いします（関係者には改めて連絡します）。

その他（お願い）

- ・ 砂防堰堤より下流の水路については、現在、広島市が検討を進めているところです。
- ・ 工事が始まった際には、ダンプトラック・生コン車等の工事用車両が頻繁に通行します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

事業に関する問合せ先

広島県西部建設事務所 広島市南区比治山本町16-12

【工事に関すること】

災害復旧チーム TEL 082-250-8162

担当：森上，八木

【用地・補償に関すること】

用地第一課 TEL 082-250-8152

担当：間世田，丸本